

**第 54 期（令和 5 年度）熊本地方最低賃金審議会
第 7 回 本審 議事録**

1 日 時 令和 6 年 3 月 12 日（火） 10 時 30 分～12 時 00 分

2 場 所 熊本地方合同庁舎 A 棟 10 階 大会議室

3 出席者

（公益代表委員） 泉委員、倉田委員、諏佐委員、森口委員

（労働者代表委員） 齊藤委員、西委員、花岡委員、森田委員、山本委員

（使用者代表委員） 岩田委員、岩永委員、坂本委員、原委員、山下委員

（熊本労働局）新田労働局長 【事務局】柴田賃金室長、佐藤賃金指導官、中野
専門監督官、堀田専門監督官

4 議 題

（1） 令和 6 年度の熊本地方最低賃金審議会の運営について

（2） 熊本県特定（産業別）最低賃金の改正に関わる関係労使の申出の意向表
明（確認）について

（3） 日本標準産業分類の改定について

5 議事内容

指導官 定刻となりましたので、ただいまから、第 54 期（令和 5 年度）第 7 回熊本地方最低賃金審議会を開催いたします。

委員の皆様におかれましては、お忙しい中、御出席いただきましてありがとうございます。

熊本地方最低賃金審議会運営規程第 6 条 1 項により、本会議は原則として公開することとなっております。事務局では、傍聴希望者を公示いたしておりましたが、傍聴の申込みはございませんでした。

それでは、今後の議事進行を倉田会長にお願いしたいと思います。会長よろしく申し上げます。

会長 皆様おはようございます。

それではまず、定足数の報告を事務局から申し上げます。

指導官 本日の委員の御出席は、公益代表委員 4 名、労働者代表委員 5 名、使用者代表委員 5 名で、委員総数 15 名中 14 名の委員に御出席いただいております。

ますので、最低賃金審議会令第5条第2項、委員の3分の2以上又は労働者代表委員、使用者代表委員及び公益代表委員の各3分の1以上の出席の、定足数を満たしており、本審議が有効に成立していることを、御報告申し上げます。

会長 議事に入ります前に本日の資料について事務局から説明をお願いします。

室長 本日の資料について、御確認ください。
資料1は、第54期熊本地方最低賃金審議会委員名簿です。
資料2は、令和5年度審議会等開催状況一覧です。
資料3は、令和5年度地域別最低賃金の全国の改正状況です。
資料4は、熊本県地域別最低賃金の推移です。
資料5は、熊本県特定(産業別)最低賃金の推移です。
資料6は、第54期(令和6年度)熊本地方最低賃金審議会審議日程(案)です。
資料7は、令和6年度答申要旨の公示日別最短効力発生予定日一覧表(地域別最低賃金の場合)です。
資料8は、令和6年度答申要旨の公示日別最短効力発生予定日一覧表(特定(産業別)最低賃金の場合)です。
資料9は、UAゼンセン熊本県支部からの意向表明文です。
資料10は、全日本電機・電子・情報関連産業労働組合連合会熊本地方協議会からの意向表明文です。
資料11は、自動車総連熊本地方協議会からの意向表明文です。
資料12は、令和6年度特定(産業別)最低賃金適用事業場数及び適用労働者数です。
資料の説明は以上になります。

会長 ただ今資料の説明がありましたが、資料はお揃いでしょうか。
御質問等ございませんか。
無いようでしたら、審議会委員の交代について事務局より報告をお願いします。

指導官 労働者代表委員の猿渡委員が令和5年10月31日付けで辞任され、後任に齊藤委員が就任されておりますので紹介させていただきます。
齊藤委員です。
それでは、齊藤委員から御挨拶をいただきたいと存じます。よろしくお願いいたします。

齊藤委員 齊藤です。よろしくお願いいたします。

会長 それでは議題に入ります。
最初の議題は、「令和6年度の熊本地方最低賃金審議会の運営について」です。
事務局から説明をお願いします。

室長 令和6年度の審議会運営の説明に入ります前に、令和5年度の振り返りを行います。
資料2をご覧ください。本年度の最低賃金審議会の開催状況を添付しております。
本年度は、第1回本審を7月5日に開催し最低賃金の改正決定の諮問が行われました。金額審議につきましては、7月28日に開催した専門部会を皮切りに、計6回の金額審議を行った結果、8月14日に最低賃金改正の答申を行いました。その後、異義審を経て、10月8日に昨年より45円引上げの898円で発効されております。
資料3を御覧ください。「令和5年度地域別最低賃金の改正状況」を添付しております。今年度は、全国で39円～47円の引上げがなされました。熊本は全国で5番目に高い45円の引上げとなっています。
今年度の全国加重平均は、1,004円となり、政府目標の全国加重平均1,000円を超える額となりました。
発効日を見ていただくとCランクの中では、秋田だけ10月1日発効でした。その他のCランクで10月1日発効されたところはありません。
令和5年度の全国最賃の最高額は東京の1,113円です。最低額は岩手の893円でした。Cランクで見ますと最高が山形、鳥取、佐賀の900円となっています。
資料4として、熊本県地域別最低賃金の推移を添付していますので参考にさせていただければと思います。
資料5として熊本県特定最低賃金の推移を添付しています。特定最低賃金につきましては、8月14日に改正決定の諮問が行われました。
本年度は、百貨店、総合スーパーにつきましては、熊本県の最低賃金が898円となったため、百貨店、総合スーパーの労働協約の最低額895円を上回り「改正の必要なし」となりました。
電気機械、輸送機械につきましては、専門部会をそれぞれ3回開催し金額審議を行った結果、全会一致で結審されました。10月16日に特定最賃の改正の答申を行い、電気機械につきましては、昨年より44円引上げの940円、輸送機械につきましては、34円引上げの965円でそれぞれ12月15

日に発効されております。

以上が令和5年度の振り返りになります。

続きまして、熊本地方最低賃金審議会の運営について説明いたします。

資料6をご覧ください。令和6年度の審議会審議日程(案)でございます。縦の列を見ていただくと、左端には令和6年度の審議会開催の予定時期を記載しています。その右隣には、令和5年度の実績の日時を記載しています。令和6年度の審議会のおおよその目安として見ていただければと思います。中央と右端には色付けしていますが、それぞれの審議会と予定される審議内容を記載しております。

最初に審議会委員にお集まりいただく会議は、5月10日(金)14時開催予定の全員協議会でございます。ここでは、特定最低賃金の申出要件の説明及び令和6年度の審議会の運営等についての説明を予定しております。なお、この時に事業場視察の実施の可否をお諮りしたいと考えています。

次に本審の開催について説明します。地域別最低賃金に関する審議はグリーンで、特賃に関する審議は青色で表示しております。本審の開催については、6年度も5年度と同じ7回の開催を予定しておりますが、臨時に開催する場合などもございますので、御承知おきください。

審議会の開催回につきましては、54期の通算でカウントします。したがって、本日が第7回本審ですので、令和6年度の第1回の本審は、第8回となります。第8回本審では、地域別最賃の改正諮問、地域別最賃専門部会の委員の任命などが議題となり、特定最賃につきましては、改正申出が議題となります。

第9回本審では、地域別最賃の目安の伝達を予定しております。開催日につきましては、中賃の目安答申日以降に行います。第10回本審では、地域別最賃の改正に関する報告及び答申を行います。本審に先だって行われる運営小委員会の中で、特定最賃の改正の必要性有無について「必要性有り」と議決された場合、第10回本審において、特定最賃の改正決定の諮問を行う予定です。

令和6年度の地域別最賃の発効日については、資料7の「公示日別最短効力発生予定日一覧表(地域別最低賃金の場合)」を御覧ください。

黄色でマーキングしているところを御覧いただくと、仮に10月1日(火)を発効日とする場合、8月5日(月)までに本審において、改正答申を行う必要があります。

この場合、令和6年度は週休日の関係で10月1日の法定日発効はできませんので、指定日発効となります。この点に御留意ください。

第11回本審は、地域別最低賃金の改正に係る異議申出の審議となります。仮に8月5日に改正の答申がなされますと、8月20日が異議申出の締め切り日となりますので、翌日の8月21日の午前中に開催することとなり

ます。なお、改正の答申日によって、審議日程が変更になりますので御承知おきください。

第12回本審では、特定最賃専門部会の審議が終了した後に、特定最賃の改正答申を行うこととなります。こちら資料8として「公示日別最短効力発生予定日一覧表（特定（産業別）最低賃金の場合）」を添付していますので御覧ください。黄色でマーキングしているところを御覧いただくと、仮に例年どおり12月15日発効とする場合、令和6年度は10月16日（水）までに改正の答申を行う必要があります。

第13回本審では、特定最低賃金の改正に係る異議申出の審議となります。仮に12月15日発効とする場合、異議申出締切りが10月31日（木）となりますので、異議申出があった場合は、11月1日（金）の開催予定となります。なお、今年度は、異議申出の提出はありませんでしたので、開催しておりません。

第14回本審は、令和6年度最後の審議会となります。本日の審議会と同様に、翌年度の審議日程の説明、特定最賃改正申出の意向表明の確認が主な議題で、令和7年3月上旬に開催を予定しています。

次に地域別最低賃金専門部会について説明します。6年度も7月下旬から8月上旬にかけて審議を行うこととなります。例年、第1回の最賃専門部会は、中央最低賃金審議会の目安答申の前に行っていき、内容は「最低賃金に関する基礎調査結果」の説明、労使双方から基本的見解の表明を行っていただいております。開催回数は例年4回から5回の開催を予定しております。

次に運営小委員会についてです。第10回本審の直前に開催を予定しております。ここで特定最賃改正の必要性の有無を審議していただき、必要性「有」と議決されると、その後開催する第10回本審で、特定最賃改正の必要性「有」の報告、特定最賃改正の諮問を行うこととなります。

続きまして、特定最賃専門部会についてです。9月中旬から10月上旬にかけて、それぞれの2回から3回の開催を予定しております。

以上が、令和6年度の本審等の開催日程の予定となりますが、中央最低賃金審議会の答申の日程等により審議日程が変更される場合もありますことを御承知おきください。

以上で説明を終わります。

会長

ただ今の説明につきまして、御質問等ございますでしょうか。

よろしいですか。

それでは令和6年度の審議会運営につきましては、いま御説明があったとおりでございまして、詳細な日程につきましては、改めて4月に日程調整の連絡があるということです。皆さん大変お忙しいこととは存じますが

日程の確保のほど、どうぞよろしく申し上げます。

その他、九州各局の専門部会の公開状況について、事務局から情報などございますでしょうか。

室長

九州各局に電話で確認した内容を紹介させていただきます。

福岡は、専門部会はすべて非公開とされ、議事要旨が公開されています。

佐賀は、第1回専門部会の冒頭のみ公開、金額審議はすべて非公開とされ、議事要旨が公開されています。

大分は、第1回専門部会のみ公開とされ、金額審議を行う場合は、すべて非公開とされ、議事録が公開されています。

長崎、宮崎、鹿児島、沖縄は、ほぼ同じ状況で、三者協議の部分のみ公開とされ、二者協議、採決については非公開とされ、公開とされた部分のみを議事録として公開されています。

一部公開とした九州各局では、大半は傍聴の希望がなかったとのことでした。報道関係の傍聴があったという局では、二者協議や金額審議を行う際、傍聴人には別室で待機してもらったとのこと、特段の混乱は生じなかったとの話でした。

令和6年度の熊本県最低賃金専門部会、特定最低賃金専門部会、運営小委員会の公開については、令和6年度の審議会にて御議論いただきますよう、よろしく願いいたします。

以上です。

会長

ありがとうございます。

公開状況について御説明がありましたが、この点につきましては、今の時点で皆様から御意見ありますでしょうか。

よろしいですか。

今説明がありましたように、引き続き議論ということですので、来年度の初めの審議会等で皆様の御意見をお諮りすることになるかと思っておりますので、何か御意見があれば準備をお願いしたいと思います。

それでは2番目の議題「熊本県特定最低賃金の改正に関わる関係労使の申出の意向表明（確認）について」です。

意向表明につきましては、労働局長に対し、労働者側委員から文書による意向表明がなされておりますので、事務局から報告をお願いします。

室長

資料9から資料11を御覧ください。

令和6年2月22日に、労働者側委員から労働局長に文書で意向表明がなされております。

資料9は、UAゼンセン熊本県支部 支部長からの「熊本県百貨店、総

合スーパー」最低賃金についてです。

資料 10 は、全日本電気・電子・情報関連産業労働組合連合会 熊本地方協議会議長からの「熊本県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業」最低賃金についてです。

資料 11 は、自動車総連 熊本地方協議会議長からの「熊本県自動車・同附属品製造業、船舶製造・修理業、船用機関製造業」最低賃金についてです。

次に「特定最低賃金改正の申出」についてです。

昭和 61 年中央最低賃金審議会答申において、最低賃金の改正の申し出の要件として、「最低賃金の適用を受ける労働者の概ね 3 分の 1 以上のものに賃金の最低額に関する労働協約が適用されている場合に行われるものであること」とされています。そこで、本日、資料 12 として添付しています「令和 6 年度 特定（産業別）最低賃金適用事業場数及び適用労働者数」をご覧ください。この表の集計は、令和 3 年経済センサス（活動調査）を基礎として、労働基準法の適用がある事業場及び労働者を算出したものです。したがって、この規定の 3 分の 1 以上である必要があります。令和 6 年度の特定期最低賃金改正の申出につきましては、関係労働者側委員の方は、この数字を参考にし、6 月 28 日金曜日までの提出となっております。

以上で、特定最低賃金改正申出の意向表明についての説明を終わります。

会長

ありがとうございます。

ただ今の御説明につきまして、御質問等ありますでしょうか。今後、特定最低賃金改正決定申出書が提出された場合は、先程説明しました、7 月上旬に労働局長から審議会に必要性の有無の諮問が行われ、8 月上旬に開催予定の第 1 回運営小委員会で、特定最低賃金改正決定に係る必要性の有無についての審議を予定しております。なお、申出書を提出される関係労働者側委員は、先程説明があったように、労働局長宛て、締切りが 6 月 28 日金曜日までとなっておりますので、この点どうぞよろしくお願いいたします。

次に、3 番目の議題の「日本標準産業分類の改定について」でございますが、事務局から説明をお願いします。

室長

はい、説明します。

日本標準産業分類につきましては、令和 5 年 6 月 29 日に改定（第 14 回改定）され、令和 6 年 4 月 1 日付けで施行されます。

今般の改正について、特定最低賃金の取扱いなど、関係する部分がございますので、説明いたします。

まず、「マ」(カンマ)で表記されていたものが「、」(読点)に改定されま

す。例えば、熊本県特定最低賃金の「自動車・(中ポツ)同附属品製造業、(読点)船舶製造・(中ポツ)修理業,(カンマ)船用機関製造業」では、カンマの部分が読点に改正されるといった具合です。

また、旧産業分類の産業分類番号 5611「百貨店,総合スーパー」につきましては、これまで、ひとつの分類項目でしたが、新産業分類では、5611「百貨店」、5621「総合スーパーマーケット」に分割されることとなります。

両者は業態が異なる上、市場動向が異なることも考慮し、それぞれの動向を適切に把握するため、現行の分類項目を分割して新設されることとなりました。

令和6年度以降の特定最低賃金の改正、新設、廃止の申出及び決定における取り扱いについてですが、特定最低賃金の改正の申出については、件名及び適用対象業種の範囲は、これまでどおり、既設の特定最低賃金において定めている旧産業分類でご提出をお願いいたします。具体的には、これまでどおり、「百貨店,総合スーパー」の件名での申し出となります。

なお、改正の決定の際は、「新産業分類」によることとなります。

会長

ありがとうございます。

ただ今の御説明につきまして、御質問等ありますでしょうか。

原委員どうぞ。

原委員

産業分類が旧分類から新分類に変わった理由とか把握されているのかなということと、この分類変更が熊本の審議に影響があるのかないのか教えてもらいたいですが。

室長

日本産業分類につきましては総務省で定期的に見直しが行われておりまして、今回は「百貨店,総合スーパー」が見直しに該当したということで、熊本の審議に関しましては、日本産業分類が百貨店と総合スーパーマーケットに今後分割されますので、同じように熊本の特定最低賃金も分割して審議するということとなりますと、改正の申出ではなく新設で提出していただくということになります。このまま「百貨店,総合スーパー」のままですと、そのまま改正され、カンマを読点に変更する等の名称を変更するということとなります。

会長

同じ質問が公益内で出たのですが、理由については室長の説明にもありました「両者は業態が異なる上、市場動向が異なることも考慮し、それぞれの動向を適切に把握するため、現行の分類項目を分割して新設されることとなりました。」というのが理由のようです。熊本に関しましては従来ど

おりでということですので、表記上は公示するときに変更になるということで、特定最低賃金の専門部会の設置に関しても修正はなく従来どおりということになります。

原委員 今年度は「百貨店，総合スーパー」の審議はありませんでしたが、百貨店は県内で1件しかなく、一緒に審議していただかなくてもいいとかいう話も聞いたことがありますので、総合スーパーマーケットだけというわけには、労側の意見も当然あるところですが。

山本委員 労側としましては「百貨店，総合スーパー」を改正でお願いしたいと思います。

会長 新設となると、申出要件のハードルが高くなるということもございますので、取り敢えずはこのままということによろしいでしょうか。

委員全員 意見なし

会長 それでは、そういうことによろしくお願いいたします。
ほかに、この点に関して御意見等ありますでしょうか。
よろしいですか。それでは、これで予定しておりました審議事項は終わりますが、皆様からこの場で審議すべき事として申し出はありますでしょうか。

委員全員 意見なし

会長 それでは、本日の議事録及び資料の公開の有無についてですが、議事録及び資料につきましては、「公開」ということによろしいでしょうか。

委員全員 異議なし

会長 それでは「公開」とさせていただきます。
本日は今年度最後の審議会となりますので、労働局長から御挨拶をお願いいたします。

局長 一言、御挨拶を申し上げたいと思います。
委員の皆様方におかれましては、年度末のお忙しい中当審議会に御出席いただきましてありがとうございます。
今年度につきましては地域別最低賃金について、物価高の影響などもあ

りますが、政府で全国加重平均 1,000 円という目標を掲げているといったことであるとか、一部の産業における人手不足の状況であるとか、様々な経済雇用の状況というのを検討することが求められるというところもありまして、また、地域間格差の是正の観点から中央最低賃金審議会が目安額を示すランクが 4 ランクから 3 ランクになったという初めての審議でもありまして、大変御苦勞をおかけしたと思っております。

そういう中におきましても、委員の皆様におかれましては真摯な御議論、審議をいただきまして誠にありがとうございました。

また、倉田会長には審議の取りまとめにも御尽力いただきまして、大変ありがとうございました。

昨今の状況としましては、持続的な賃上げというのが政府の最重要課題となっておりまして、デフレの脱却に向けて労務費の円滑な転換であるとか、中小・小規模企業への賃上げがしやすい環境整備ということが進められている中、当局といたしましても業務改善助成金の活用を始めとして、賃上げに向けた環境整備の努力をしているといったところでございます。その中で、最低賃金に関しましても新たな政府の目標として、2030 年台半ばまでに全国加重平均が 1,500 円となることを目指す、ということが掲げられておりまして、引き続き安定的な引き上げなどが期待されている状況かと存じます。また、それによって当審議会への注目についても引き続き高い状況が継続するものと考えているところでございます。

こういう状況でもございますので、何かと御苦勞をおかけいたしますけれども、委員の皆様には引き続きお力添えを賜りますようお願い申し上げます。簡単ですが私からの挨拶とさせていただきます。

1 年間本当にありがとうございました。

会長

ありがとうございました。

これもちまして、第 7 回熊本地方最低賃金審議会を終了いたします。審議会委員の皆様には、来年度も引き続きよろしくようお願い申し上げます。